事業年度 又は連結 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の 法人名

御注意 これに当期の月数を乗じて計算した金額)が限度となります。の適用を受ける場合に調使用ください。なお、その適用を受ける場合に御使用ください。なお、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、30万円(当期が1年に満たない場合には、30万円を12で除し、の適用を受ける場合に御使用ください。なお、その適用を受ける資産の取得価額の損金算入の特例(措置法第67条の5又は令和2年改正前の措置法第68条の12の2)この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(措置法第67条の5又は令和2年改正前の措置法第68条の12の2)

11	額減価償却資産の取得価額 例に関する明細書		 事	業年度			()
資	種類	1						
産	構造	2						
$\overline{\mathbf{x}}$	細 目	3						
分	事業の用に供した年月	4						
	取得価額又は製作価額	5	円		円	円	円	Д
导面	法人税法上の圧縮記帳による 積 立 金 計 上 額	6						
頂	差引改定取得価額 (5)-(6)							
Y	種類	1						
T E	構造	2						
<u> </u>	細 目	3						
子	事業の用に供した年月	4						
· 文	取得価額又は製作価額	5	円		円	円	円	<u> </u>
导	法人税法上の圧縮記帳による 積 立 金 計 上 額	6						
頂	差引改定取得価額 (5)-(6)							
	種 類	1						
笞								
奎	構 造	2						
<u>X</u>	細 目	3						
分	事業の用に供した年月	4						
文	取得価額又は製作価額	5	円		円	円	円	Д
导 西	法人税法上の圧縮記帳による 積 立 金 計 上 額	l h						
頂	差引改定取得価額 (5) - (6)	7						